



令和3年5月13日

各 位

会 社 名 高 圧 ガ ス 工 業 株 式 会 社  
代 表 者 名 取 締 役 社 長 澁 谷 信 雄  
コ ー ド 番 号 4 0 9 7 東 証 第 一 部  
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 池 田 佳 弘  
電 話 番 号 0 6 - 7 7 1 1 - 2 5 7 0 ( 代 表 )

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、令和3年6月24日開催予定の当社第88期定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. 変更の要旨

- (1) 当社の今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、事業目的の追加を行ないます。
- (2) 当社は、令和3年2月10日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」において開示いたしましたとおり、令和3年6月24日に開催予定の当社第88期定時株主総会で承認されることを条件として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行することといたしました。これに伴ない、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定を削るとともに、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等、その他所要の変更を行ないます。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策をはかるため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行なうことが可能となるよう、規定を新設するとともに重複する規定を削るなど、所要の変更を行ないます。
- (4) 上記変更に伴ない、条数の変更及び定款全体の整備等所要の変更を行ないます。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 令和3年6月24日

定款変更の効力発生日 令和3年6月24日

以 上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>第 2 条 (目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1 ～ 8 (条文省略) 9 道路貨物運送業  (新設) 10 前各号に付帯又は関連する事業</p> <p>第 3 条 (条文省略)</p> <p>第 4 条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 監査役 3 監査役会 4 会計監査人</p> <p>第 5 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>第 2 条 (目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1 ～ 8 (現行どおり) 9 道路貨物運送業及び貨物利用運送業なら びに倉庫業 10 古物営業法に基づく古物商 11 前各号に付帯または関連する事業</p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 監査等委員会 (削る) 3 会計監査人</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 7 条 (条文省略)</p> <p>第 8 条 (自己の株式の取得) <u>当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第 9 条 当社の单元未満株式を有する株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができ</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 7 条 (現行どおり)</p> <p>(削る)</p> <p>第 8 条 当社の单元未満株式を有する株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができ</p>

<p>ない。</p> <p>1 ～ 3 (条文省略)</p> <p>4 第 <u>10</u> 条に定める請求をする権利</p> <p>第 <u>10</u> 条～第 <u>12</u> 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 <u>13</u> 条～第 <u>14</u> 条 (条文省略)</p> <p>第 <u>15</u> 条 (招集権者及び議長) 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に<u>基づき取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に差し支えがあるときまたは欠員のときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u> (新設)</p> <p>(後段から移設)</p> <p>第 <u>16</u> 条～第 <u>19</u> 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び<u>監査役</u></p> <p>第 <u>20</u> 条 (取締役及び<u>監査役</u>の員数) 当社の取締役は <u>15 名以内、監査役は 5 名以内とする。</u> (新設)</p> <p>第 <u>21</u> 条 (取締役及び<u>監査役</u>の選任) (新設)</p>	<p>ない。</p> <p>1 ～ 3 (現行どおり)</p> <p>4 第 <u>9</u> 条に定める請求をする権利</p> <p>第 <u>9</u> 条～第 <u>11</u> 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 <u>12</u> 条～第 <u>13</u> 条 (現行どおり)</p> <p>第 <u>14</u> 条 (招集権者及び議長) 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって<u>代表取締役がこれを招集し、その議長となる。</u> (後段を第 3 項に移設)</p> <p>2 <u>代表取締役が複数あるときは、代表取締役のうち、取締役会において予め定めた者が株主総会を招集し、その議長となる。</u></p> <p>3 <u>前 2 項の規定により株主総会を招集し、議長となるべき者に差し支えがあるときまたは欠員のときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。</u></p> <p>第 <u>15</u> 条～第 <u>18</u> 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び<u>取締役会</u></p> <p>第 <u>19</u> 条 (取締役の員数) 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は <u>8 名以内とする。</u></p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。</u></p> <p>第 <u>20</u> 条 (取締役の選任) <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。</u></p>
--	--

取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

#### 第22条（取締役の任期）

取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

（新設）

2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

#### 第23条（監査役の任期）

監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（第29条から移設）

#### 第24条

（条文省略）

#### 第25条（常勤監査役）

監査役会の決議によって監査役のなかから常勤の監査役を選定する。また監査役会の決議によって常勤監査役のなかから常任監査役を選定することができる。

#### 第26条（報酬等）

取締役及び監査役の報酬等は区分して株主総会の決議によって定める。

#### 第27条

（条文省略）

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

#### 第21条（取締役の任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 補欠により選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（削る）

#### 第22条（取締役会の権限）

取締役会は法令に定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定する。

#### 第23条

（現行どおり）

（削る）

（第28条へ移設）

（第29条へ移設）

<p><u>第 28 条 (監査役の責任限定契約)</u>  <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 取締役会及び監査役会</u></p> <p><u>第 29 条 (取締役会及び監査役会の権限)</u>      取締役会は法令に定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定する。  <u>2 監査役会は法令に定める職務を行なう。</u></p> <p><u>第 30 条 (取締役会及び監査役会の招集)</u>      取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>取締役社長</u>に差し支えがあるときまたは欠員のときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに<u>代わる。</u>      (後段から移設)</p> <p><u>2 取締役会の招集通知は会日の 3 日前に各取締役及び各監査役に対して発する。</u>      ただし緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>3 監査役会の招集通知は会日の 3 日前に各監査役に対して発する。ただし緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>4 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで開くことができる。</u></p> <p><u>5 監査役会は、監査役の全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで開くことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(第 22 条へ移設)</p> <p>(削る)</p> <p><u>第 24 条 (取締役会の招集)</u>      取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会において予め定めた取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。      (後段を第 2 項に移設)</p> <p><u>2 前項の取締役に差し支えがあるときまたは欠員のときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p><u>3 取締役会の招集通知は会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。</u>      ただし緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(削る)</p> <p><u>4 取締役会は、取締役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで開くことができる。</u></p> <p>(削る)</p> <p><u>第 25 条 (重要な業務執行の決定の委任)</u>  <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
--	---

<p>第 31 条 (条文省略)</p> <p>第 32 条 (監査役会の決議) <u>監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行なう。</u></p> <p>第 33 条 (取締役会及び監査役会の議事録) 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名して会社に保存する。 <u>2 監査役会の議事は、その経過の要領及び結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名して会社に保存する。</u></p> <p>(第 26 条から移設)</p> <p>(第 27 条から移設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(削る)</p> <p>第 27 条 (取締役会の議事録) 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名して会社に保存する。  (削る)</p> <p>第 28 条 (報酬等) <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という) は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p>第 30 条 (監査等委員会の権限) <u>監査等委員会は法令に定める事項を決定するほか、その職務遂行のための権限を行使することができる。</u></p> <p>第 31 条 (監査等委員会の招集) <u>監査等委員会の招集通知は会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員会は、監査等委員全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで開くことができる。</u></p>
--	---

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p>	<p><u>第 32 条 (常勤の監査等委員)</u>  <u>監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>第 33 条 (監査等委員会の決議)</u>  <u>監査等委員会の決議は監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行なう。</u></p> <p><u>第 34 条 (監査等委員会の議事録)</u>  <u>監査等委員会の議事は、その経過の要領及び結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名して会社に保存する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p>
<p>第 34 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>第 35 条 (期末配当金及び基準日)</u>  <u>当社は、毎年 3 月 31 日を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行なう。</u></p> <p><u>第 36 条 (中間配当金及び基準日)</u>  <u>当社は、毎年 9 月 30 日を基準日として、取締役会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項の規定</u></p>	<p>第 35 条 (現行どおり)</p> <p><u>第 36 条 (剰余金の配当等の決定機関)</u>  <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p><u>第 37 条 (剰余金の配当の基準日)</u>  <u>当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u>  <u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u>  <u>3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>

に従い、中間配当金として剰余金の配当を行  
なうことができる。

第 37 条  
(条文省略)

第 38 条  
(現行どおり)

附則

(監査役の責任限定契約に関する経過措置)

第 88 期定時株主総会終結前の監査役（監査役  
であった者を含む。）の行為に関する会社法第  
423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約  
については、なお同定時株主総会の決議によ  
る変更前の定款第 28 条の定めるところによ  
る。

以 上